

(一社) 大村市観光コンベンション協会助成金交付規定

(趣旨)

第1条 この規定は、(一社) 大村市観光コンベンション協会がコンベンションの円滑な誘致を目的として主催団体等に交付するコンベンション開催助成金の制度に関して基本的な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、長崎県内で開催される各種大会、学会、会議等の主催団体等とする。

2 次に該当するものは助成の対象としない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 営利を目的とするもの。

(2) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの。

(3) 国又は地方公共団体から他に補助金の交付又は補助金に類する支援を受けているもの。

(4) その他本協会がコンベンションとして相応しくないと認めたもの。

(助成基準額)

第3条 助成金の額は、コンベンション参加者の延べ宿泊人数に応じ、次に掲げる助成基準額を限度とする。この場合において、宿泊先は原則として大村市内の宿泊施設とする。ただし、各種スポーツ大会、スポーツ合宿、参加者の範囲が長崎県内の規模のコンベンション及び第2条第2項の会長が特に必要と認めた場合の助成金の額は、助成基準額の1/2の額を限度とする。

延 べ 宿 泊 人 数		助 成 基 準 額
100人以上	200人未満	100,000円
200人以上	300人未満	200,000円
300人以上	500人未満	300,000円
500人以上	1,000人未満	500,000円
1,000人以上	1,500人未満	1,000,000円
1,500人以上	2,000人未満	1,500,000円
2,000人以上	3,000人未満	2,000,000円
3,000人以上		3,000,000円

(助成金交付の要綱)

第4条 助成金交付の要綱は、別に定める。

(規定の改廃)

第5条 本規定の改廃は事務局が起案し、理事会の承認を得て行う。

附 則

- 1 この規定は、平成16年4月2日から施行する。
- 2 大村市コンベンション協会助成金規定(13.4.2)は、廃止する。

附 則

- 1 この規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。(一般社団法人移行による)